

鹿島区自治振興基金の活用について【鹿島区地域振興課】

鹿島区自治振興基金の活用について

【新規】

簡易舗装（東106号線）工事への鹿島区自治振興基金の充当について

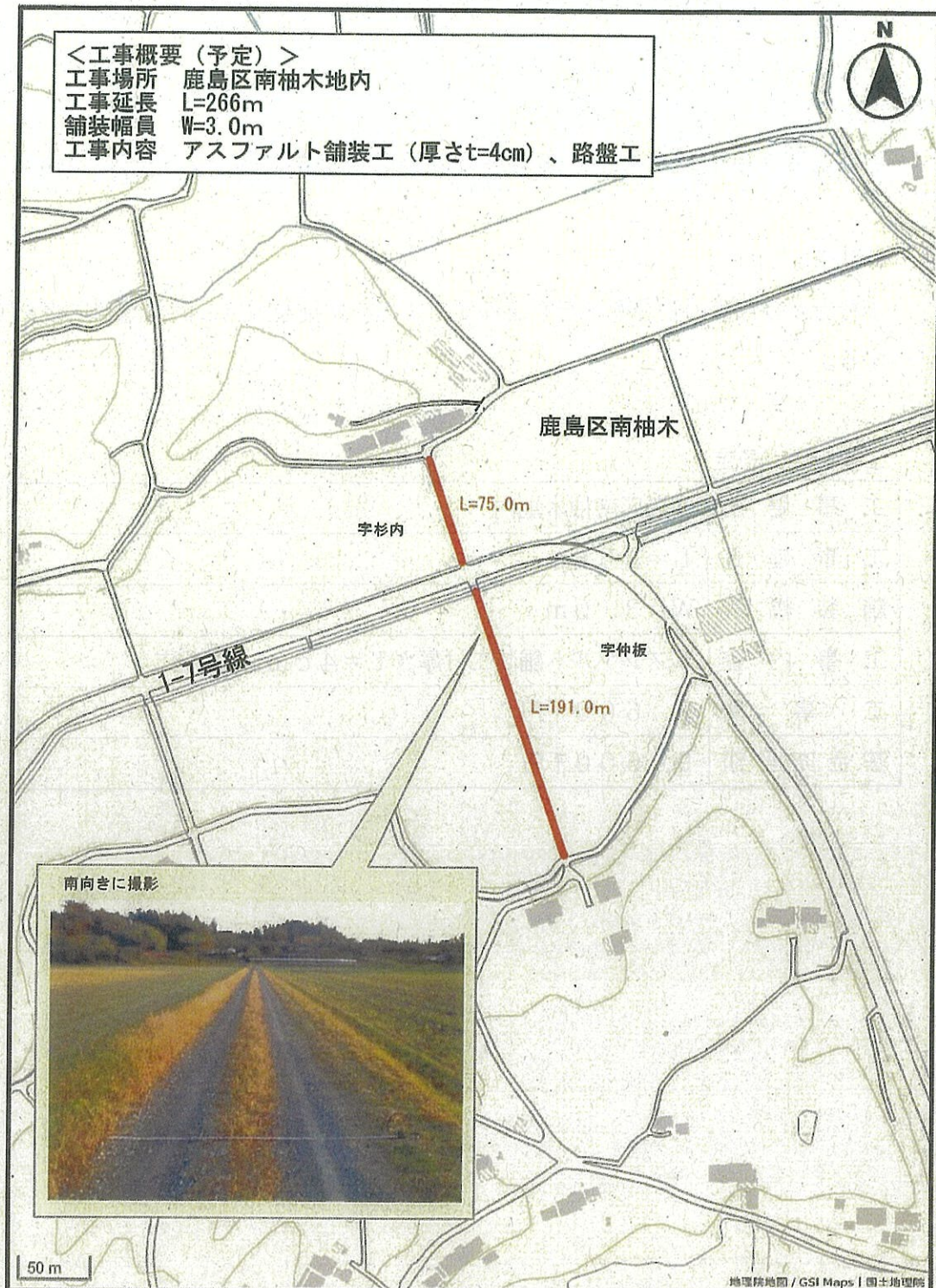
1. 事業概要

歩行者及び車両の安全な通行を確保するため、未舗装道路の簡易舗装工事を実施する。

工事概要（予定）

工 事 場 所	鹿島区南柚木地内
工 事 延 長	L = 266 m
舗 装 幅 員	W = 3.0 m
工 事 内 容	アスファルト舗装工（厚さ $t = 4$ cm）、路盤工
工 事 費	9,600千円
基 金 充 当 額	9,600千円

令和7年度 簡易舗装事業 工事概要書（東106号線）



【継続】

中小企業融資利子補給金（鹿島区）への鹿島区自治振興基金の充当について

1. 事業概要

中小商工業の経営発展と経営意欲の促進を図り、商工活動の強化を図るため、事業資金を借入した中小商工業者に対し、借入金の利子補給をする。

- ・事業主体 鹿島商工会
- ・補助金額 予算の範囲内

対象者	福島県商工事業協同組合、大東銀行鹿島支店及び相双五城信用 組合鹿島支店から事業資金（設備、運転、後継者育成）を借入した中小商工業者
借入金の限度額	500万円
利子補給金の限度額	5万円（年間）
補給率	1／2
利子補給期間	5年以内

※小高区においても、同様の事業があるが、現在利用されていない。

相違点は、福島県商工事業協同組合より事業資金を借入した中小商工業者となっている。

2. 令和7年度事業費（予定）

令和7年度中小企業融資利子補給金	支出見込額	400千円
鹿島区自治振興基金充当見込額		390千円
中小企業後継者育成資金預託金利子見込額		10千円

3. 令和6年度事業費（見込み）

令和6年度中小企業融資利子補給金	支出見込額	240千円（当初580千円）
鹿島区自治振興基金充当見込額		230千円（当初570千円）
中小企業後継者育成資金預託金利子見込額		10千円

4. 令和5年度事業費

令和5年度中小企業融資利子補給金	支出額	200千円（当初730千円）
鹿島区自治振興基金充当額		190千円（当初720千円）
中小企業後継者育成資金預託金利子額		10千円

自治振興基金の活用及び鹿島区自治振興基金について

●自治振興基金とは

南相馬市の一体性を保持しながらも、自治区内の住民主体による自治の確立と特色あるまちづくりを推進するために設置された基金で、当該地区に係る事業に充てることができる。

●自治振興基金を活用する際の諸条件について

条件1 以下の項目のいずれかに該当すること

- ① 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業
- ② 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業
- ③ 文化及びスポーツの振興について特に必要と認める事業
- ④ 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業
- ⑤ 緑化の推進及び保全について特に必要と認める事業

条件2 以下の項目すべてに該当すること

- ① 基金を処分する自治区、自治区の住民、企業及び組織または、自治区内の地域資源（住民等を除く）を対象として実施する事業である。
- ② 営利を目的としない公益的な事業である。
- ③ 受益者が一定の者に限定されていない事業である。
- ④ 事業を実施することで、当該自治区の発展が期待できる。
- ⑤ これまで他の助成等を受けていない事業である。
- ⑥ 市の復興総合計画等、市の各施策との整合性が確保されている事業である。

条件3 活用の際し、当該地区の地域協議会へ諮問し、承認されること

●鹿島区自治振興基金について

令和6年度末（令和7年3月31日）現在の基金積立額 291,617,421円

鹿島区自治振興基金繰入明細

単位：円

No.	事業	18	19	20	21	22	5	6	計
1	地域福祉計画推進員謝礼	1,200,000	1,200,000						2,400,000
2	クラブハウス建築設計委託	1,564,500							1,564,500
3	パークゴルフ場整備設計委託	472,500							472,500
4	クラブハウス新築工事	28,035,000							28,035,000
5	パークゴルフ場整備工事	10,474,800							10,474,800
6	自転車通学ヘルメット購入補助		120,000						120,000
7	チャイルドシート購入補助		147,400						147,400
8	中小企業融資利子補給		2,992,769		500,000		189,197	233,898	3,915,864
9	相馬野馬追事業補助		8,786,000						8,786,000
10	特産品開発協議会補助		400,000						400,000
11	小学校図書館図書購入		1,896,405						1,896,405
12	遠距離通学費補助		320,000						320,000
13	ふるさと少年教室事業		180,000						180,000
14	化石探検隊活動事業		120,000						120,000
15	情報技術講習会事業		841,798						841,798
16	図書館図書購入		2,500,000						2,500,000
17	生涯スポーツ推進事業補助		590,000						590,000
18	地域スポーツ振興助成事業補助		70,000						70,000
19	健康福祉まごころまつり事業補助		900,000						900,000
20	高齢者賀寿事業		1,916,298						1,916,298
21	財調繰入			100,000,000					100,000,000
22	公用車（ワゴン車）購入事業					2,014,000			2,014,000
計		41,746,800	22,980,670	100,000,000	500,000	2,014,000	189,197	233,898	167,664,565

※平成23年から令和4年度までは実績（支出）なし

○南相馬市鹿島区自治振興基金条例

平成18年1月1日

条例第227号

(設置)

第1条 本市の一体性を保持しながらも、自治区内の住民主体による自治の確立と特色あるまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、南相馬市鹿島区自治振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業
- (2) 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業
- (3) 文化及びスポーツの振興について特に必要と認める事業
- (4) 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業
- (5) 緑化の推進及び緑の保全について特に必要と認める事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

